

建設資材・労働力確保のための「余裕期間」を設定しています

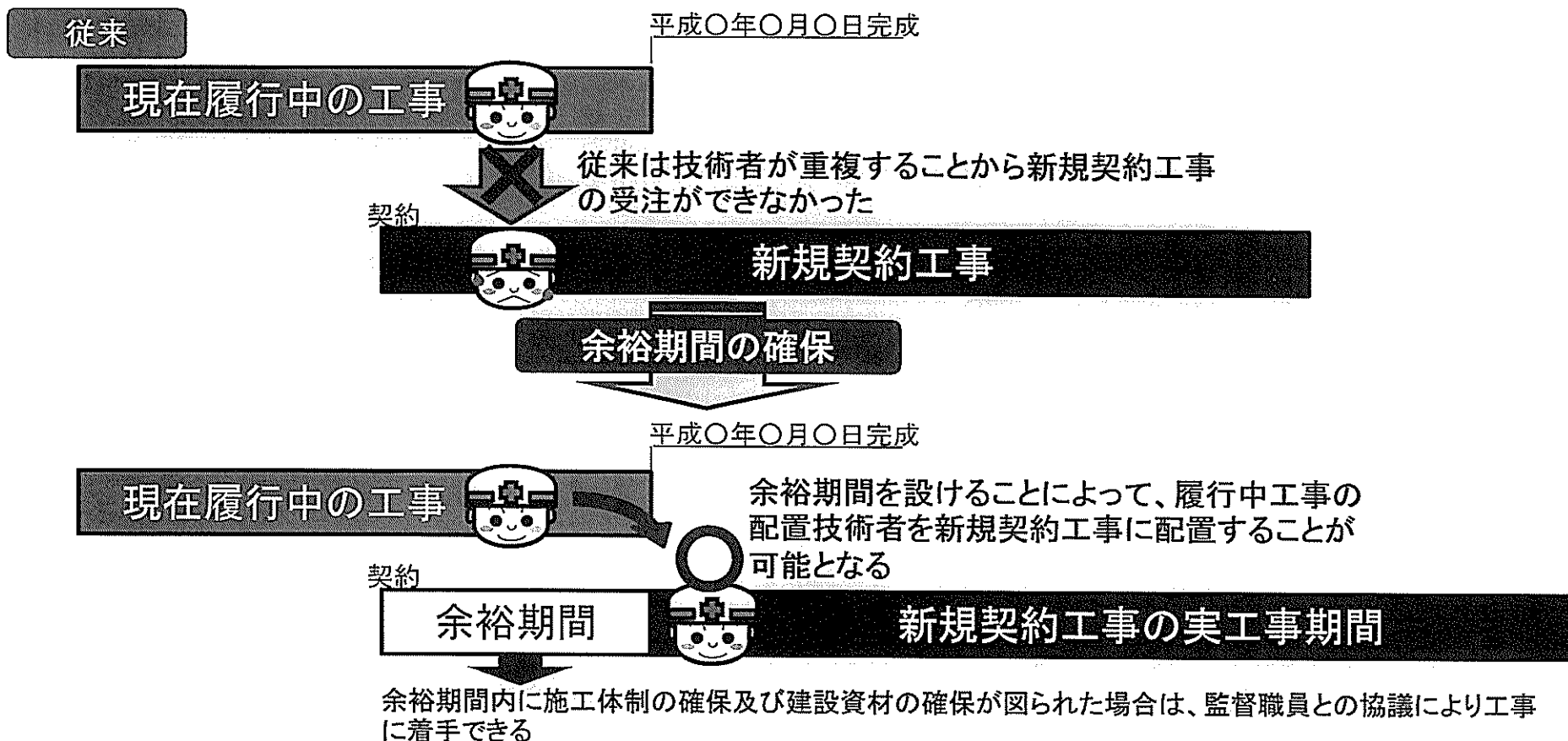
1. 目的

震災復旧・復興事業の迅速・円滑な推進に向けた取り組みとしての入札不調対策を図るものです。

2. 背景

受注者の施工体制(技術者)の確保及び建設資材の確保ができないことによる入札不調が増えるおそれがあります。

3. 具体的な内容(余裕期間の設定例)



4. 対象工事

対象となる工事には、下記の記載をしていますので、留意して下さい。

➤ 入札公告、入札説明書で明記

「1. 工事概要」

「本工事は受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、

平成〇年〇月〇日までの余裕期間を見込んだ試行工事である。

なお、余裕期間内の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。」

➤ 特記仕様書、現場説明事項書で明記

「特記仕様書」

→「受注者は余裕期間内に資材の工事現場への搬入、仮設物の設置及び工事の施工等を行ってはならない。」

「現場説明事項書」

→「本工事は受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成〇年〇月〇日までの余裕期間を見込んでいます。
なお、余裕期間内の技術者の配置は要しないものとします。
また、契約後、契約書第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。」

「余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。」